

道路上における無人航空機（ドローン）の飛行について

1. 道路上の飛行に関する考え方 → ドローンの利活用が拡大していくなか、道路管理者としてのリスク管理が求められている

ドローンの飛行は一律に禁止されるものではなく、航空法（飛行マニュアル等）のルールに従い、適切に行われるべきものである。

2. 市発注の土木工事等において事業区域を飛行する場合の報告

総務局契約監理部技術管理課から市の施工課※宛の通知により、受注業者が事業区域内でドローンを飛ばせる場合は、各施工課においてその旨の報告を求めることとした。（令和3年7月13日発出）



- ・ドローン飛行に係る航空法上のルールの徹底について確認

※施工課：土木部各課、都市政策部各課、各区土木センター、学校施設課、交通局運行管理課、動植物園、環境施設課 等

3. 土木部発注の土木工事等において道路上を飛行する場合の報告

上記取り組みに加え、土木部各課が発注した工事及び委託において、受注業者が事業区域外の道路※上を飛行させる場合は、所管の土木センターへ報告を行う。（令和3年8月26日発出）



- ・ドローン飛行に係る航空法上のルールの徹底について確認
・道路上のドローン飛行によるリスク管理へつなげる
・令和3年9月から運用開始予定

※事業区域外の道路：工事等により交通規制を行っている区域外であって一般交通の用に供されている道路部分

適正な飛行に向けての確認事項（例）

- ・ 航空法の許可を得ているか。
- ・ 賠償保険に加入しているか。
- ・ 国土交通省 無人航空機飛行マニュアルに掲載がある諸事項を遵守しているか。
- ・ FISS（飛行情報共有システム）登録がなされているか。
- ・ プロペラガード（国交省認定型）を装着しているか。
- ・ DID 地区の場合、補助員を配置しているか。
- ・ 道路の一般通行に影響を与える飛行計画ではないこと
※道路からの距離や飛行速度（20km/h 以下）など



FISS（飛行情報共有システム）の登録確認



プロペラガード（国交省認定型）

4. その他

道路管理者として航空法のルール啓発の強化

〔今後の展開〕

- ・ 市ホームページでの周知「航空法の遵守」
- ・ 熊本県警、関係団体等との継続的な情報共有

※ただし、市全域を対象とした無人航空機（ドローン）の飛行のリスク管理については、別途、関係各課との協議を行うもの。